

# 近 畿 共 済 安 全 通 信

## 交通事故が発生したときの措置

事故が発生した場合、**ドライバーは救護や通報などをしなければならない義務**があります。万が一、現場を立ち去ったり、車を持ち去ったりすると、**【ひき逃げ】**で厳罰処分となります。焦らず落ち着いて、以下の措置を行いましょう。

### ①ただちに車を止め、事故概況を確認

軽微に思える事故でも、以下のような事故概況を確認しましょう。

- 死傷者はいるか
- 事故車は自走可能か
- 危険物が流出・飛散していないか
- 事故衝突地点

### ②負傷者がいたら、応急救護処置を行う

軽いけがでも必ず警察官に報告し、外傷がなくても頭部などに衝撃を受けたときは、後遺症が起きた場合に備え、医師の診断を受けましょう。



### ③続発事故の防止措置をとる

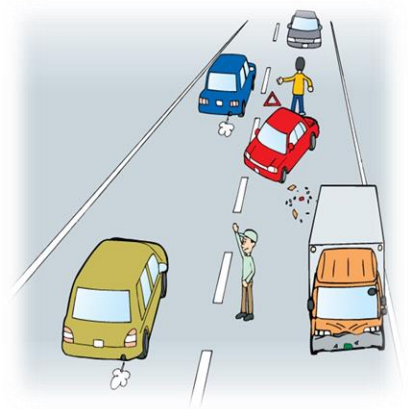
以下のことを素早く行いましょう。

- 車が自走できる場合は、事故現場近くの路肩や空き地などに車を速やかに移動
- ハザードランプを点灯する
- 発煙筒などで後続車に合図
- 停止表示器材を設置
- ガラスなどの飛散物の除去

### ④警察に報告し、指示を受ける

110番通報し、以下の事項を報告しましょう。

- 事故発生の日時・場所
- 死傷者の人数や負傷の程度
- 損壊物・損壊の程度
- 事故車の積載物
- 事故現場で講じた措置



その後、会社に連絡し、**上司や安全運転管理者に必ず報告**しましょう！

